



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 一仁
(コード番号 9706 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員財務本部長 神宮寺 勇
(TEL. 03 - 5757 - 8409)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026 年 8 月 24 日の取締役会決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項に基づき、自己株式取得に係る事項を下記 2. のとおり決定するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記 3. のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

企業価値・株主価値の最大化に向けた資本効率向上及び株主還元充実の一環として、また、本日公表の「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和するため、自己株式の取得を決議いたしました。また、今般取得した自己株式は全数消却する予定です。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|--|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 3,500,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.8%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2026 年 10 月 1 日 (木) から 2027 年 3 月 31 日 (水) まで |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |
| (6) その他本自己株式の取得に必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 田中 一仁に一任する。 | |

(注) 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法 (改正を含み、以下「米国証券法」という。) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 消却の内容

- | | | |
|-----|--|-------------------------|
| (1) | 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 消却する株式の総数 | 上記 2. に基づき取得した自己株式の全株式数 |
| (3) | 消却予定日 | 2027 年 3 月 31 日 (水) |
| (4) | その他本自己株式の消却に必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 田中 一仁に一任する。 | |

(ご参考)

2026 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	93,135,705 株
自己株式数	9,695 株

(注) 自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する当社株式 (310,194 株) を含めておりません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。